

処方せんについて

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたらご相談ください。

また、患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することに対応しております。

※投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方できません。

なお長期処方やリフィル処方せんの交付が可能かは病状に応じて医師が判断致します。

2024年10月より長期収載品（先発品）について、保険給付の在り方の見直しを行うこととなり、選定療養の仕組みが導入されます。

長期収載品を選定療養に位置付けるにあたり、医療上の必要性がある場合や薬局の在庫がない場合を除き、患者様の選択により長期収載品を使用する場合は一定の自己負担が発生します。

該当する長期収載品を選択した患者様は、選定療養費分の自己負担額と保険給付分の自己負担額を併せてお支払いいただく事になります。また、選定療養費分の自己負担相当額には、医療給付でないため、消費税（10%）が加算されます。

現在、社会保障費の増大が深刻な問題となっており、医療費の増大により財政が危機的状態になっています。その為、将来の世代にその負担を先送りせず、国民皆保険制度を維持するためにも、低価格なジェネリック医薬品の普及が求められています。ご理解ご協力をお願いいたします。

処方箋の有効期限は発行した日を含めて4日間です。

有効期限を過ぎた場合再発行（自費）が必要です。

井上内科小児科医院